

議案第43号

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | | | | |
|--------------------------|-----------------|-------------------|----------------|----------|
| 高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員 | 38時間45分 （校長） | 1 13：00～ 21：45 | 勤務時間の途中において1時間 | 日曜日及び土曜日 |
| | | 2 13：05～ 21：50 | | |
| | | 3 13：10～ 21：55 | | |
| | | 4 13：15～ 22：00 | | |

」

を

「

| | | | | |
|--------------------------|-----------------|-------------------|----------------|----------|
| 高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員 | 38時間45分 （校長） | 1 12：15～ 21：00 | 勤務時間の途中において1時間 | 日曜日及び土曜日 |
| | | 2 13：00～ 21：45 | | |
| | | 3 13：05～ 21：50 | | |
| | | 4 13：10～ 21：55 | | |
| | | 5 13：15～ 22：00 | | |

」

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

| 種別 | 1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者） | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 |
|--|--|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあつては、一般事務職である職員及び用務に従事する職員に限る。） | 15時間30分、16時間15分、26時間、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間（所属長） | 1 週 2 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。 | 勤務時間の途中において45分又は1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。 | 1 4 週間を通じ20日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 2 週 3 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 2 4 週間を通じ16日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 3 週 4 日 勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 3 4 週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 4 週 5 日 勤務業務の実情に応じて、 | | 4 4 週間を通じ8日を超えない範囲 |

| | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | | 所属長が定める。 | | において、所属長が定める。 |
| 高等学校に勤務する教育職員（校長を除く。） | 20時間、25時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間（校長） | 1 週 3 日 勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | 勤務時間の途中において45分（6時間未満の勤務時間を割り振られた日を除く。） | 1 4 週間を通じ16日を超えない範囲において、校長が定める。 |
| | | 2 週 4 日 勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | とし、その時限は、校長が定める。 | 2 4 週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。 |
| | | 3 週 5 日 勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 3 4 週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。 |
| 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長及び栄 | 20時間（校長） | 1 週 3 日 勤務業務の実情に応じて、校長が定 | 勤務時間の途中において45分（6時間未満の勤務時間を | 1 4 週間を通じ16日を超えない範囲において、 |

| | | | | |
|--|------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 養教諭を除く。) 及び学校事務職である職員 | | める。 | 割り振られた日を除く。)とし、 | 校長が定める。 |
| | | 2 週 4 日 勤務業務の実情に応じて、 校長が定める。 | その時限は、 校長が定める。 | 2 4 週間 を通じ12 日を超えない範囲 において、 校長が定める。 |
| | | 3 週 5 日 勤務業務の実情に応じて、 校長が定める。 | | 3 4 週間 を通じ8 日を超えない範囲 において、 校長が定める。 |
| 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する栄養教諭、学校栄養職である職員及び学校給食調理業務に従事する職員 | 52週を通じ1週間につき 29時間 (校長) | 業務の実情に応じて、 校長が定める。 | 勤務時間の途中において45分又は1時間(6時間未満の勤務時間を割り振られた日を除く。)とし、その時限は、校長が定める。 | 52週を通じ156日を超えない範囲において、 校長が定める。 |

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立川崎高等学校の定時制課程（夜間）の廃止に伴い、高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員の勤務時間の区分を設けること等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1条、第1条の2 略 (勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> | <p>第1条、第1条の2 略 (勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> |

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|----------------------------|---|---------------------------------|--|--|------------------------|----------------------------|---|---------------------------------|--|--|------------------------|
| 第3条～別表第1 略 別表第2 (第2条関係) | | | | | | 第3条～別表第1 略 別表第2 (第2条関係) | | | | | |
| 所属 | 種別 | 1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り 振る者) | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 | 所属 | 種別 | 1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り 振る者) | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 |
| 学校 | 小学校、中 学校、高等 学校及び特 別支援学校 に勤務する 教育職員 | 4週間を通じ1週間 につき38時間45分 (校長) | 3時間45分 から11時間 45分までの 範囲内 | 勤務時間 が6時間 を超える 場合は勤 務時間の 途中にお いて45 分、8時 間を超え る場合は 勤務時間 の途中に おいて1 時間とす る。 | 4週間 を通じ 8日以 上 | 学校 | 小学校、中 学校、高等 学校及び特 別支援学校 に勤務する 教育職員 | 4週間を通じ1週間 につき38時間45分 (校長) | 3時間45分 から11時間 45分までの 範囲内 | 勤務時間 が6時間 を超える 場合は勤 務時間の 途中にお いて45 分、8時 間を超え る場合は 勤務時間 の途中に おいて1 時間とす る。 | 4週間 を通じ 8日以 上 |
| | 小学校、中 学校及び特 別支援学校 に勤務する 学校栄養職 及び学校事 務職である 職員 | 38時間45分 (校長) | 1 8:10～ 16:40 2 8:15～ 16:45 3 8:20～ 16:50 4 8:25～ 16:55 | 勤務時間 の途中に おいて45 分 | 日曜日 及び土 曜日 | | 小学校、中 学校及び特 別支援学校 に勤務する 学校栄養職 及び学校事 務職である 職員 | 38時間45分 (校長) | 1 8:10～ 16:40 2 8:15～ 16:45 3 8:20～ 16:50 4 8:25～ 16:55 | 勤務時間 の途中に おいて45 分 | 日曜日 及び土 曜日 |

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | | | |
|--|-----------------|---|-----------------|----------------------------|------------------|--|-----------------|---|----------------|----------------------------|------------------|--|--|
| | | | 5 | 8:30～ 17:00 | | | | | 5 | 8:30～ 17:00 | | | |
| 高等学校 (全日制) に勤務する 一般事務職 である職員 | 38時間45分 (校長) | 1 | 8:30～ 17:15 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | 高等学校 (全日制) に勤務する 一般事務職 である職員 | 38時間45分 (校長) | 1 | 8:30～ 17:15 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | | |
| 高等学校 (定時制) に勤務する 一般事務職 である職員 | 38時間45分 (校長) | 1 | 12:15～ 21:00 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | 高等学校 (定時制) に勤務する 一般事務職 である職員 | 38時間45分 (校長) | | | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | | |
| | | 2 | 13:00～ 21:45 | | | | | | | | | | |
| | | 3 | 13:05～ 21:50 | | | | | | | | | | |
| | | 4 | 13:10～ 21:55 | | | | | | | | | | |
| | | 5 | 13:15～ 22:00 | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 13:00～ 21:45 | | | | | | | | | | |
| 2 | 13:05～ 21:50 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 13:10～ 21:55 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 13:15～ 22:00 | | | | | | | | | | | | |
| 小学校、中 学校、高等 学校及び特 別支援学校 に勤務する 用務に従事 する職員 | 38時間45分 (校長) | 1 | 7:45～ 16:30 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | 小学校、中 学校、高等 学校及び特 別支援学校 に勤務する 用務に従事 する職員 | 38時間45分 (校長) | 1 | 7:45～ 16:30 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | | |
| | | 2 | 8:00～ 16:45 | | | | | 2 | 8:00～ 16:45 | | | | |
| 小学校に勤 務する給食 調理業務に 従事する職 | 38時間45分 (校長) | 1 | 7:30～ 16:15 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | 小学校に勤 務する給食 調理業務に 従事する職 | 38時間45分 (校長) | 1 | 7:30～ 16:15 | 勤務時間 の途中に おいて1 時間 | 日曜日 及び土 曜日 | | |
| | | 2 | 7:40～ 16:25 | | | | | 2 | 7:40～ 16:25 | | | | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----|---|--|------------------|--|-----|--|------------------|--|--|
| | 員 | | 3 8:00～ 16:45 | | | | 3 8:00～ 16:45 | | |

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24時間制によるものである。

別表第3（第2条関係）

| 種別 | 1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者） | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 |
|--|--|----------------------------|---|---------------------------------|
| 事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、 <u>一般事務職</u> である職員及び <u>用務に従事する職員</u> に限る。） | 15時間30分、16時間15分、26時間、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間（所属長） | 1 週2日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | 勤務時間の途中において45分又は1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。 | 1 4週間を通じ20日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 2 週3日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | 間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。 | 2 4週間を通じ16日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 3 週4日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 3 4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 4 週5日勤務 | | 4 4週間を通じ |

備考

- この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24時間制によるものである。

別表第3（第2条関係）

| 種別 | 1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者） | 勤務時間 | 休憩時間 | 週休日 |
|--|--|----------------------------|---|---------------------------------|
| 事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、 <u>一般事務職</u> 及び <u>業務職</u> である職員に限る。） | 15時間30分、16時間15分、26時間、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間（所属長） | 1 週2日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | 勤務時間の途中において45分又は1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。 | 1 4週間を通じ20日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 2 週3日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | 間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。 | 2 4週間を通じ16日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 3 週4日勤務_業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 3 4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。 |
| | | 4 週5日勤務 | | 4 4週間を通じ |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | |
|--|---|----------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------------|-------------|--------------------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------|
| | | 務__業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 8日を超えない範囲において、所属長が定める。 | | | 務業務の実情に応じて、所属長が定める。 | | 8日を超えない範囲において、所属長が定める。 | |
| 高等学校に勤務する教育職員（校長を除く。） | 20時間、25時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に就いた勤務時間（校長） | 1 週3日勤務__業務の実情に応じて、校長が定める。 | 勤務時間の途中において45分（6時間未満の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時 | 1 4週間を通じ16日を超えない範囲において、校長が定める。 | 高等学校に勤務する教育職員（校長を除く。） | 31時間（校長） | 勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。 | 1 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。 | 8日を超えない範囲において、所属長が定める。 | |
| | | 2 週4日勤務__業務の実情に応じて、校長が定める。 | 限は、校長が定める。 | 2 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。 | | | | 1 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 1 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。 |
| | | 3 週5日勤務__業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 3 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。 | | | | 2 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。 |
| 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長及び栄養教諭を除く。） | 20時間（校長） | 1 週3日勤務__業務の実情に応じて、校長が定める。 | 勤務時間の途中において45分（6時間未満の勤務時間を割り振られた日を除く。）と | 1 4週間を通じ16日を超えない範囲において、校長が定める。 | 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長を除く。）及び学校 | 19時間15分（校長） | 6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。 | 1 週3日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | 1 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。 | |
| | | 2 週4日勤務__業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 2 4週間を通じ12日を超えない範囲において、校長が定める。 | | | | 2 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | 2 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ4日を超えない範囲において、校長が定める。 | |

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|--|----------------------|-----------------------------|---|---|----------|--|----------------------------|--|-------------------|
| く。)及び学校事務職である職員 | | て、校長が定める。 | し、その時限は、校長が定める。 | 長が定める。 | 事務職である職員 | | 校長が定める。 | | ない範囲において、校長が定める。 |
| | | 3 週 5 日勤務_業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 3 <u>4 週間を通じ 8 日を超えない範囲において、校長が定める。</u> | | | 3 週 5 日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。 | | 3 <u>日曜日及び土曜日</u> |
| 小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する栄養教諭、学校栄養職である職員及び学校給食調理業務に従事する職員 | 52週を通じ1週間につき29時間(校長) | 業務の実情に応じて、校長が定める。 | 勤務時間の途中において45分又は1時間(6時間未満の勤務時間を割り振られた日を除く。)とし、その時限は、校長が定める。 | 52週を通じ156日を超えない範囲において、校長が定める。 | | | | | |
| 別表第4 略 | | | | | 別表第4 略 | | | | |